



羽教学第1194号
令和2年5月20日

市内各小・中学校長 様

羽生市教育委員会教育長

学校再開に向けた準備段階での分散登校日の設定について

標記の件について、3月からの長期にわたる臨時休業に伴い、児童生徒の学習習慣、生活習慣を見直し、今後の円滑な学校再開へ繋ぐための段階的な取組が必要です。については、下記のとおり分散登校日を設定しますので、適切に対応願います。

記

1 感染症対策について

- (1) 家庭での検温・健康観察等の徹底を依頼する。
- (2) 体調不良(発熱、咳等のかぜの症状、倦怠感がある等)の場合、登校させないよう依頼する。
- (3) 登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる。
- (4) 教室における3つの密を徹底的に避ける。
 - ① 換気の悪い密閉空間は避ける。
 - ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する。
 - ・エアコンの使用時も換気を行う。
 - ② 多数が集まる密集場所を作らない。
 - ・身体的距離(1m以上)を確保する。
 - ③ 間近で会話や発声をする密接場面を作らない。
 - ・校内で対面にならないようにする。
 - ・校舎内での通行方法(左側通行など)を定める。
- (5) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう児童生徒に指導する。
- (6) 児童生徒が触れる共用箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の消毒を行う。

2 出欠の取扱いについて

臨時休業期間の登校日であることから、登校は任意とする。

3 分散登校日の設定について

- (1) 分散の方法について
 - ・各学級を2つのグループに分けて交互に登校する。
 - ・小学校は、通学班で登校できるようにグループ編成に配慮する。
 - ・2つのグループ編成では教室内において3つの密を解消できない場合は、3つのグループ編成とする。
 - ・小規模校など、グループに分けることなく3つの密を解消することができる場合は、午前中のみ対応も可能とする。
- (2) 登校日について
 - ・5月25日(月)、26日(火)、27日(水)、28日(木)、29日(金)の5日間のうち3日間程度とする。
 - ・原則として、各日とも3時間程度の登校とする。(学習指導も可能とする)
 - ・この期間は、給食の提供はしない。

4 学校再開について

令和2年6月1日(月)を予定しています。
詳細については、後日、お知らせします。